



ちばアクアラインマラソン 2026

木更津市出店者募集要項

1 目的

この要項は、ちばアクアラインマラソン2026のメイン会場内にある木更津市展開スペース（以下「木更津市スペース」という。）において、木更津市のPRに寄与する出店者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

2 主催者

ちばアクアラインマラソン木更津市実行委員会
（事務局：木更津市健康づくり部スポーツ振興課内）

3 出店場所

出店の場所は、木更津市民会館駐車場に設置する木更津市スペースとする。
店舗の配置等は、出店内容を踏まえ主催者が決定する。
なお、決定後においても、主催者は事情に応じて出店場所を変更する場合がある。

4 出店期間

出店の期間は、次のとおりとする。
ただし、主催者は天候等の事情に応じて出店期間を変更又は中止する場合がある。
・令和8年11月8日（日）8時00分～16時00分（予定）
※実施時間は予定のため、変更になる場合があります。
※搬入出時間については、出店者決定後、別途お知らせします。

5 出店数及び出店規模

出店数及び出店規模は、次のとおりとする。
ただし、主催者は事情に応じて出店数及び出店規模を変更する場合がある。

- (1) テント販売 10店舗程度
・出店規模は1区画あたり間口約2.7m×奥行約3.6mとする。
(2間×3間のテントを2店舗で分割して使用する。)
- (2) キッチンカー販売 5店舗程度

6 出店要件

出店者は、次の条件のいずれかを満たしていること

- (1) 木更津市内で営業する事業者等（店舗・団体）
- (2) 木更津市の特産品・名産品を販売する事業者等（店舗・団体）



7 出店内容

- (1) 飲食物の販売
- (2) 木更津市の特産品・名産品の販売
- (3) ランナーサービスの提供（例：マッサージ等）

※販売不可品目

ちばアクアラインマラソン2026公式スポンサーとの競合が想定される品目等

1	パン（菓子パン、洋菓子を含む）	※左記の品目は、変更・追加が生じる場合があります。 実際の販売の可否については、ちばアクアラインマラソン実行委員会事務局と協議の上で決定します。 【補足】パン・菓子パン類 一般的に流通している商品が販売・提供不可の対象であり、例に該当する商品は販売可能となるので、あらかじめご相談ください。 例）木更津産〇〇（原材料）使用のオリジナルパン
2	スポーツドリンク	
3	氷（かき氷は可）	

8 出店者条件

出店者は、次の条件をいずれも満たした者とする。

- (1) 開催期間中、本要項に記載の開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (2) 開催期間中、キャッシュレス決済対応可とすること。（現金のみでの決済は不可）
※クレジットカード・交通系 IC カード・QR コード・電子マネーなどの種類は問わない。
（QR コード決済のみの導入でも可）
※対応ブランドについても種類は問わない。
※対応ブランドについては各店舗にて明示すること。
※キャッシュレス決済に必要な端末等は各店舗にて用意すること。
※主催者でキャッシュレス決済用の通信回線（有線）は設置しません。
- (3) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (4) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (5) 保健所に対する手続きが必要な飲食物販売の出店者については、食品衛生関係法令等に規定する営業許可施設に必要な許可を受け、過去1年間食中毒発生等における行政処分歴がないこと。
- (6) 次の要件を満たしていること。
 - ①暴力団、暴力団員等もしくは暴力団関係者ではないこと。
 - ②関係法令等により許可等を要する営業については、当該許可等を受けていること。
 - ③関係法令等に基づく必要な設備等を用意できること。また、火気を使用する場合は、木更津市火災予防条例（昭和37年6月25日条例第24号）等に基づく消火器等



の設備を用意できること。

9 出店申込方法

出店を申し込む場合は、以下の書類を主催者に提出する。

なお、出店者選考に伴い、他の書類の提出を求められることがある。

(1) 出店申込書 【市ホームページの申込フォームによる申込可】

申込フォーム		https://logoform.jp/f/6ZssN
--------	---	---

申請書は、市ホームページからダウンロードまたはスポーツ振興課窓口にて配布

(2) 飲食関係の出店は以下の書類を添付

①現場調理するものを販売

- ・県内一円の飲食店営業許可証（写）

②店舗調理したものを販売

- ・店舗の飲食営業許可証（写）

10 出店申込期限

令和8年7月24日（金）まで【必着】

11 出店者選考

応募店舗多数の場合は、主催者が選考するものとする。

主催者は、出店申請を行った者の中から、提出書類の記載内容を本要項に照らし合わせ、選定した者に対してその旨を通知する。

12 出店決定の連絡

主催者は、出店申請を行った者の中から、提出書類の記載内容を本要項に照らし合わせ、選定した者に対してその旨を通知する。（8月中旬を予定）

13 出店料及び経費の負担

出店料は、無料とする。ただし、次に掲げる経費は出店者が負担するものとする。

※会場までの往復物流費・交通費、販売に係る人件費、ゴミ処理費（持ち帰り）、

個別で保健所申請等に要する料金（申請費用）等、キャッシュレス決済対応に係る費用、その他物販に係る資材等に要する経費。



14 出店責任者

- (1) 出店者は、販売員の中から責任者を定め、出店期間中常駐させるものとする。
- (2) 責任者は、主催者の指示に従い、当該出店の管理運営に当たらなければならない。
- (3) 食品を取り扱う責任者は、販売等が衛生的に行われるよう配慮し、販売員の指導に努めなければならない。

15 禁止事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) ドーピング該当物質を含む栄養ドリンク等を販売すること。
- (6) 危険物を販売すること。
- (7) 拡声器及び音量器具類を使用すること。
- (8) 販売行為以外で火気を使用すること。
- (9) その他大会運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

16 遵守事項

出店者及びその販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは各自で搬出・処理し、環境美化に努めること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 飲食物を販売する売店にあつては、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (4) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、主催者が別途交付する駐車許可証を車両前面の見やすい位置に掲示すること。
- (5) 販売品等の搬入・陳列及び搬出は、大会運営に支障を来たさないよう、主催者が指示する時間内に完了させること。
- (6) 接客に当たっては、好感を与えるよう親切・丁寧を心掛けること。
- (7) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (8) その他主催者の指示に従うこと。



17 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対して、主催者は一切の責任を負わないものとする。

18 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、又は不審者若しくは不審物を発見したときは、出店責任者は直ちに主催者に連絡するとともに、その指示に従い処理するものとする。

19 出店の取消し

主催者は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。

なお、この場合において、出店者は主催者に対して損害賠償等を請求することができないものとする。

- (1) 本要項又は関係法令に違反したとき。
- (2) 出店決定を受けた者が、虚偽の申請により出店決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があったとき。
- (4) その他、主催者が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

20 原状回復

出店者はイベント終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状復帰しなければならない。

21 損害賠償

出店者は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

22 イベントの中止

本大会は原則として雨天の場合でも通常開催するが、荒天や事故等の場合、イベント中止となる可能性があり、中止の場合であっても、出店に係る責任・経費の負担等に対して主催者は一切の責任を負わないものとする。

23 その他

この要項に疑義が生じたときは、関係者と協議して主催者が定める。また、この要項に定めるもののほか、売店の設置運営に必要な事項は別に定める。

